

自然エネルギーで豊かな日本を創ろう！アクション 団体規約

(名称)

第1条 本団体の名称は、「自然エネルギーで豊かな日本を創ろう！アクション」、英語標記「Action for Renewable Rich Japan」とする。

(目的)

第2条 本団体は、市民や地域が自然エネルギーの開発、利用の推進に係る事業を行う様々な団体間のネットワークを構築し、個々の団体の活動や、ネットワーク全体での活動を通して、一般消費者に対して自然エネルギーに係る情報提供を行い、もって自然エネルギーの普及に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 自然エネルギーの普及に係る活動等の情報発信活動
- 2 自然エネルギーの普及に係る一般消費者への学習会活動
- 3 自然エネルギーの普及に係る政策提言活動
- 4 前各号に附帯する一切の活動

(構成団体)

第4条 本団体の構成団体は、次の3種類とする。

- 1 呼びかけ団体
- 2 参加団体
- 3 協力団体

(入会)

第5条 構成員として加入しようとする団体は、入会申込書を代表幹事に提出し、幹事会で承認を受けることとする。

(入会金・会費)

第6条 呼びかけ団体については、本団体への加入に際し、一口10,000円以上の寄付を行うものとする。

- 2 参加団体については、本団体への加入に際し、一口5,000円以上の寄付を行うものとする。
- 3 協力団体については、本団体への加入に際し、寄付を必要としない。

(届出事項の変更)

第7条 加入団体は、団体名や住所等に変更が生じた場合は、ただちに代表幹事に届け出るものとする。

(退団)

第8条 加入団体は、退団届を代表幹事に提出し、任意に退団することができる。

2 加入団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、退団したものとみなす。

- 一 加入団体が解散したとき。
- 二 あらかじめ届け出られた連絡先が失効、音信が不通になったとき。
- 三 呼びかけ団体にあつては、加入承認がなされた後、3月以上寄付金が納入されないとき。

(役員)

第9条 本団体は次の役員を置く。

- 1 代表幹事：1名以上
- 2 事務局：1名以上
- 3 監査役：3名以上

(任期)

第10条 代表幹事、事務局、監査役の任期は1年とし、幹事会で選任する。ただし、再任を妨げない。

(幹事会)

第11条 本団体は、呼びかけ団体からなる幹事会を置き、本団体の運営に必要な重要事項を協議・決定する。幹事会への参加者については、各呼びかけ団体において自ら選任する。

- 2 幹事会の開催は原則として月に1回以上開催することとする。
- 3 幹事会の開催日については、月ごとに事務局が定め、召集する。

(議決)

第12条 幹事会における議決は、原則として全ての呼びかけ団体の賛成もって成立とします。

- 2 急を要する決議にあつては、当該幹事会に参加する者の3分の2以上の賛成をもって、仮の決定を行うことができる。

(財源)

第13条 本団体の活動に要する資金は、加入団体の寄付金をもってこれに充てる。

(会計)

第14条 本団体の会計年度は1月1日より12月31日までとする。

(解散)

第15条 本団体の解散については、幹事会の決議を得なければならない。本団体の解散にともなう残余財産の清算についても幹事会の議決による。

(所在地)

第16条 本会の所在地は以下の通りとする。
東京都千代田区六番町15プラザエフ6F

(設立日)

第17条 本団体の設立日は、平成26年12月4日とする。

附則

(施行日)

第1条 この規約は、平成26年12月4日から施行する。